

君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議議事録

日 時 令和8年2月10日(火) 午後5時
場 所 君津市役所5階 大会議室

【君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議】

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議 題
 - (1)前回の振り返り
 - (2)法定外税の検討(その2)
 - (3)法定外税の検討(その3)
- 5 その他
- 6 閉 会

◎ 出席委員 3名

金子 林太郎(※) 倉阪 秀史(※) 鈴木 喜計
※オンラインでの出席

◎ 欠席委員 1名

青木 宗明

◎ 出席職員 15名

市長		石井 宏子(挨拶後退席)
経済環境部長		石山 英樹
経済環境部次長		馬場 貴也
経済環境部環境保全課	課長	小松 毅
〃	環境施策係長	棚倉 永允
〃	環境グリーン推進係長	池田 遼矢
〃	調査規制係長	本吉 拓哉
〃	主事	板倉 世緯
経済環境部環境衛生課	課長	見富 貴浩
総務部	次長	川名 慶幸
企画政策部	次長	栗坂 達也
財政部	次長	開田 雅典

財政部課税課

//

財政部納税課

課長

副課長

室長

岡 修平

三澤 正浩

海保 光宏

◎ 公開又は非公開の別 公開 ・ 非公開

◎ 傍聴者 9名

君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議

《午後5時00分開始》

(棚倉係長)

定刻になりましたので、ただ今から、令和7年度第3回君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議を開会いたします。

本日、進行を務めさせていただきます、環境保全課の棚倉と申します。

よろしくお願いいたします。

本会議は、君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議開催要綱第3条のとおり開催することを報告いたします。

また、本日もWebを併用しての会議となっておりますので、会議中に何か不都合などございましたら、都度ご指摘いただければと考えております。

なお、本会議については、公開となっております、議事録につきましても、後日、市のホームページで公開したいと考えておりますので、ご了承願います。

本日の傍聴者は9名です。既に会場後方にご着席いただいております。

それでは、配付資料について、確認させていただきます。

本日の配付資料としては、会議次第、有識者会議名簿、出席職員名簿、席次表、君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議開催要綱、資料1「前回の振り返り」、資料2「法定外税の検討(その2) Ver. 2」、資料3「法定外税の検討(その3)」になります。

資料が足りない方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

それでは、石井市長から挨拶をさせていただきます。

(石井市長)

Web会議でございますので、着座にてご挨拶させていただきます。

君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆様には、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本会議も今回で3回目を迎えました。これまで皆様からいただきました専門的な知見や、貴重なご意見により、新たな制度の設計に向けた議論は、着実に進展しているものと認識しております。

本日も、制度の根幹に関わる重要な事項について、改めて皆様からご意見をいただければと存じます。

本市の未来の環境を守るため、これまで同様、忌憚のないご意見をいただけると幸いです。

市といたしましても、皆様のご意見を真摯に受け止め、引き続き丁寧に検討を進めて参ります。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(棚倉係長)

石井市長、ありがとうございました。

続きまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

(金子会長)

皆さんこんにちは。

会長からの挨拶ということで一言申し上げたいと思います。

先ほど市長からご発言もありましたけれども、この会議も3回目ということになりまして、前回から制度の詳しい設計についての議論を始めたというところで、前回の説明資料には、少しオーソドックスな税ということを念頭に説明をしようというふうなところがあって、ただ私たちが今回検討しているのは、施設の立地、拡張の抑制といったところを誘導するというような性格を持った、これまでのオーソドックスな税とは少し違うような新しいタイプの税というところで、少し説明の方法と言いますか、アプローチを調整していただきまして、今回はそれに沿った形の資料が用意されているかと思いません。

本日も、新しい税制の制度設計に関して、重要な論点がたくさん用意されていると思いますので、皆様の忌憚のないご意見を伺いながら、より良い制度設計に向けて議論を深めていくことができればと思います。

本日はご協力のほどよろしくをお願いいたします。

(棚倉係長)

金子会長、ありがとうございます。

それではここで、石井市長におかれましては、公務の都合により退席をさせていただきます。

(石井市長)

どうぞよろしくをお願いいたします。

(市長退席)

(棚倉係長)

本日の出席職員につきましては、お手元の出席職員名簿、席次表によりまして、紹介に替えさせていただきます。

それでは、以降の議事の進行につきましては、君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議開催要綱第4条第1項の規定により、金子会長に議長をお願いいたします。

(金子議長)

それでは、これより私のほうで議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行のため、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

早速、議題(1)「前回の振り返り」ということで事務局からの説明を求めます。

(事務局から資料に沿って説明)

(金子議長)

ありがとうございました。

それでは、今のご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお受けいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(特になし)

(金子議長)

私から1点よろしいでしょうか。

資料1の2点目ですが、新たな法定外税の考え方について、環境基本法や君津市環境保全条例に基づく誘導型の税制として仕組んでいくことを確認というまとめになっておりますけれども、少し誤解を招くおそれもあるかなと思うので、補足をさせていただくとすれば、あくまで今回検討しようとしているのは地方税法に基づく法定外税であって、その性格として、環境基本法であるとか君津市の環境保全条例に基づく環境負荷をもたらすものに対して経済的負荷を課して、その軽減を図ったりする。そういう誘導型の性格を持つ税制とする、というふうなニュアンスだと思いますので、ここの部分の表現だけを見ると、法定外税であって法定外税でないものを作ろうとしているかのような誤解を与えるおそれもあるかなと思いましたので、あくまでも法定外税なんだけれども、その中で、いわゆる道具的性格の強い税、環境負荷に着目した税、環境負荷を抑制することを誘導するような性質を持つ税というものを検討したりすることが、環境基本法や環境保全条例にも規定をされているということ踏まえながら、そういう性格を持った制度を検討していくんだというふうなところをもう一度確認をしておく方が良いかなと思いました。

この点について、委員の皆様何かご意見ございますか。

倉阪委員お願いします。

(倉阪委員)

そういう誘導型の政策、税制というものがあるという話はしたんですけれども、税の担当のところは、なお税法的な解釈で議論をするような人が多いので、そこは既に同じような法定外税がたくさんありますというような議論をして、うちだけ何か特別なことをやろうとしているわけではなくて、ほかにも同じようなところはたくさんありますよという説明をしていかないと、なかなか理解が得られなくなってくる可能性があるというふうに思いますので、そこだけコメントしたいと思います。

(金子議長)

ありがとうございました。

そういうふうな形で突飛なものを検討しているというわけではなくて、2000年度以降、法定外税の規制が緩和されて、非常にバラエティに富んだ法定外税が創設されていく中で、そういった政策目的を持つ、必ずしも財源調達を主目的としないような制度もたくさんございますので、そういったものの1つという位置付けの中で、本市の税制

は検討を進めていっているんだということを再確認しておきたいというふうに思います。
事務局から、お願いします。

(小松課長)

環境保全課の小松です。

金子会長と倉阪委員に貴重なアドバイス、ご指摘をいただきましたので、その点を踏まえまして、この資料をバージョンアップさせていきたいと思っております。

説明にあった図につきましては、引き続きの修正というところで、環境について非常に造詣の深い鈴木副会長にもアドバイスをいただきながら、進めているところでございます。

また皆様方にお示しできるタイミングがありましたら、お示しさせていただくというところを補足で説明させていただきます。

(金子議長)

事務局からコメントをいただきました。

ありがとうございます。

話題に挙がりましたイメージ図につきましては、非常に重要な図になるかと思いますので、引き続きの改良をよろしく願いいたします。

それでは、議題(1)につきましては以上でよろしいでしょうか。

(意見なし)

(金子議長)

それでは、続きまして議題(2)「法定外税の検討(その2)」。こちらは前回の資料を修正したものの確認となるとのことですけれども、事務局から説明を求めます。

(事務局から資料に沿って説明)

(金子議長)

ご説明ありがとうございました。

大変ボリュームのある内容のご説明をいただいたかと思えます。

検討すべき内容が非常に多いかと思えますので、まず私のほうで少し論点を整理させていただいてよろしいでしょうか。

今の説明を少し振り返りながらですが、まずこの施策の目的というのは、ひとまず新たな増設や拡張の抑制を図ることだと思えます。

ただ、その背後には、立地によって環境負荷やリスクといったものがもたらされるということは当然あるでしょうし、さらにはそれに対処すべき様々な施策を行う必要があって、そこに財政需要があるということは、当然ながら確認されることだとは思いますが。

とは言え、ひとまず目的を一番狭くとれば、新たな増設や拡張を抑制するというところになるかと思えます。

それを踏まえながら、まず1つ目の論点として、課税客体の候補として埋立重量に着目する重量割と施設の規模に着目する規模割というのが選択肢としてありそうだということですが、先ほど申し上げた目的に照らすと、直接的な効果が望めそうなのは規模割ということになるので、重量割についてもまだ保留しつつ、ひとまず規模割に絞って検討していくという進め方でも良いのかなと思います。

重量割についてもご意見をいただければということでしたけれども、重量割については規模割の仕組みがある程度組み上がったところで、更に重量割を課すことの必要性や望まれる効果があるのかという点から、オプションとして検討していくというふうなところでよろしいのかなというふうに考えております。

さらに、規模割の規模について、細かく埋立済の部分であるとか、空いている部分であるとか、全体であるとか、様々オプションがあるということでしたけれども、これについても、立地すれば税がかかるというふうな形からすると、資料の10ページの中程に説明がありましたけれども、ひとまず施設容量そのもの、いわゆる計画容量ということで固定して議論を進めても良いのかなというふうに考えます。

その上で、2つ目の論点としてなかなか難しいところが、この税条例を施行した時点で既に立地している施設、既存施設というものへの課税をするかどうかというところが結構な枚数を割いて説明がされておりました。

11ページを見ますと、公平性というものを踏まえると課税すべきだろうということなんですけれども、ただ、この場合の公平性というのは、環境負荷に応じて税を課するという考え方に立っておりまして、その点からすると、新たな増設拡張の抑制の誘導という目的とは少し違う目的を踏まえて公平性を考えているところがありますので、そのところは注意が必要かと思います。

その次のスライドから、不利益遡及禁止ということで、これに当たるのか当たらないのかということなんですけど、結局のところ、増設や拡張を抑制する、そういうことを誘導するための税をどのような仕組みにするかということにかかってくると思ひまして、その仕組みを、増設するという行為があれば課税が生じる、いわゆる随時税という、行為に対してその都度課税するような仕組みで考えるのであれば、当然、既存施設に課税することは遡及に当たりますので、できないはずだと考えます。

一方、税条例が施行された時点、以降に、立地している状態に課税するというのであれば、そういうふうなタイプの拡張抑止の税は、宮城県の再エネ共生税というのが、一定の区域に立地すると税を取るという形で、状態に対して毎年税をかけるという仕組みですので、そういうタイプも考えられると思うんですね。これは期間税です。

最初に申し上げた増設をするという行為にかかる税を随時税というふうな言い方をするようなんですけれども、それは豊島区のワンルームマンション税ですね。このタイプが一応選択肢として考えられます。

豊島区のワンルームマンション税のような、拡張を抑止するためにそういう行為自体に課税していくのか、宮城県の再エネ共生税のような、立地している状態に課税をしていくのかという考え方があるわけですが、3つ目の点とすると、これについて17ページのスライドでは、一定の期間に課税をするということが考えられているようですので、ひとまずその考え方に立つとすれば、既存施設に対して課税をするに当たって、拡張抑止の誘導効果というのが期待できるかどうかという点では少し厳しいだろうというふう

なご説明で、そうなると既存施設に課税をするには、14ページに説明が出てきている、環境負荷に着目した応荷的、応因的な課税を行うということが出てきているわけですね。

そうすると4点目に考えるべきこととして、目的を、狭く拡張増設の抑制というところに絞ってしまうのか、あるいは少し広めにその背後にある環境負荷に応じた課税もするのかという目的の再確認というところも、この議題の中で検討しなければならないのかなというふうに考えております。

整理をすと言いながら、だらだらなってしまったところがあるんですけども、まず課税客体の候補については、規模割を中心に議論をしていきたいということですね。施設容量そのものに着目しつつ、期間税とするか随時税とするかという点でもコメントをいただければと思いますが、期間税で考えていくとして、拡張抑止に焦点を絞るのかどうかという税の目的についても、4点目に検討をできればと思います。

これらについて、順に確認をしていくということによろしいですかね。

(意見なし)

(金子議長)

それでは、順に確認をして論点を固めていければと思います。

1つ目の課税客体の選択肢に関して、ひとまず規模割を施設の規模そのものを基本的に考えていくということについて、いかがでしょうか。

(意見なし)

(金子議長)

それでは、次の論点として税条例が施行される時点で既にある、現状で第3期処分場まで立地をしていて、昨年には第4期処分場も計画が発表されているということで、この第4期処分場の設置のタイミングと税条例のタイミング、なかなか難しいところがあるかもしれませんが、一般的な形で税条例が施行される時点で既にある施設に規模割というものを課税していくかどうかという点についてはいかがでしょうか。

これは期間税にするか随時税にするかというのも絡んでくるところもあるかと思いますが、税の目的をどのように考えるかというのも関連はしているかと思しますので、そのあたりも交えて、コメント、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木副会長、お願いします。

(鈴木副会長)

配付資料で分からないところがあるので教えてください。

8ページです。埋立済のところ(ア)と(ウ)という分類がありますが、この区別がよく分からないので、ご説明をお願いします。

(金子議長)

こちらについて、事務局からご説明願えますか。

(池田係長)

環境保全課の池田から回答をさせていただきます。

埋立済のもので(ア)と(ウ)、なぜ2つあるのかというところですが、埋立済の(ア)につきましては、既存施設の埋立済の部分ということになります。埋立済の(ウ)につきましては、この条例の施行後、拡張、新設といったものがあつた場合に、存在してくるはずの埋立済の部分ということになるかと思ひます。

こちら、どの時点というところで区切つて作成している図ではありませんので、こういった拡張部分の埋立済部分と空いている部分といったものが生じるということが、将来的に起こるであろうということをお考えまして、あくまで想定できるパターンということで作成をしている図になります。

(鈴木副会長)

よく分かりました。ありがとうございました。

(金子議長)

ありがとうございました。

倉阪委員、お願いします。

(倉阪委員)

埋立済のところであつたとしても、水質とか様々な観点で、市に対して、あるいは市民に対して、何らかの負担を課すことになるか、リスクがあり得るというようなこともあると思うので、埋立済だからもう大丈夫と、そこは全く問題ないというわけではないんだろうというふうに思ひます。

なので、全体として、どの程度の負荷を発生させるのか、潜在的なそういったリスクが関係するのかということをお考えると、既に埋めたところも含めた全体としての規模、これを捕まえる必要があるのかなというふうに思ひます。

今後、どれだけ入れることができるかというような空き容量のところだけではなくて、全体としての規模を捉えるほうが適切なのかなというふうに思ひますけれども、そこはどうですかね。

(石山部長)

ご意見ありがとうございます。経済環境部の石山です。

今の倉阪委員のご意見というのは、資料になりますと9ページが分かりやすいと思うんですが、新規・増設の部分だけを見た場合はAになると思ひます。それが既設のものも含めたというところがBになるというところだとお考えしております。

もともとの目的が、様々な環境負荷リスクを生じさせる施設の更なる増設や新たな事業者による立地をなるべく規制するということで、既に環境リスクがあつて、それがどんどん増えるということに関して、一定の抑制をかけるということになるかと思ひております。

そういった考えでいきますと、16ページの図1に2段重ねの図がありますが、既存と新規・増設というところで真ん中に点線が入つて左右に分かれておりますけれども、

もともと既存施設については環境負荷が発生している状況にあると、新たに新規で造られたり、又は増設したりするものについても、許可になった以降については、当然、造成、伐採工事から始まって、施設を建設するためには、早速、環境負荷、リスクが出てきて、それが実際に竣工して廃棄物が入りだすと、更にそこに様々な環境負荷がどんどん乗っかってくると、そういうイメージになるわけでございます。

そうしますと、倉阪委員が言われましたように、既存も含めて、環境負荷に対する部分については課税するべきというところがベースにありまして、新規・増設については、それについてのインセンティブをかけるために、その上に拡張を抑制するための課税というのが乗っかってくるとというのが、私どもがイメージとして考えているところでございます。

(倉阪委員)

異なる2つの負担水準とするという、2段重ねにする必要があるんですかね。

全体としての施設の規模自体が、市にとって、あるいは市民にとってのリスク要因であると、規模が大きくなるとリスク要因が大きくなるということなので、市としては全体としてのリスク要因をできる限り抑制する必要があるだろうという形にして、2つに分けて、新設のところだけインセンティブ課税というふうにする必要があるのかなと。

説明が分かりづらくならないですかね。

(小松課長)

環境保全課の小松でございます。

こちらについては、私たちは2本立てというふうに考えています。

あくまでも、こちらの法定外税の目的は、更なる拡張、新たな事業者による新設を抑制することなので、これに関してはインセンティブというところで増設・新設部分にかけますという考えで、ただ、内部で検討させてもらったところ、拡張を抑制するために施設にかけるということであれば、既に過去に設置されたものについては、不利益遡及でかけられないのではないかと懸念が出ましたので、資料の赤い部分については、あくまでもインセンティブとして拡張を抑制する課税としております。

もう1つ、倉阪委員のおっしゃるとおり、既にある施設もでございます。これには当然環境負荷が認められますので、これに対してはまた別でかけようということで、2本立てでかけるという考えで作っているというのが補足の説明でございます。

こちらについて、もっとこういうふうに考えたら良いのではないかとアドバイスがあれば、是非いただければと思います。よろしく願いいたします。

(倉阪委員)

恐らく既に埋めた部分については何も手を出せないということではなくて、水質への負荷とか様々な形で、既に埋めた部分についてもなお、君津市民にとってのリスク要因として構成することができるのではないかなと。

そうすると、既にあるものに税金をかけることによって、結果的に拡張分についてだけ影響してくるということになるとは思うんですけども、異なる2つの考え方で分けるというのは分かりづらくなれないかなと。

既存の部分を含めて、全体としてのリスク要因というものを1つとして考えて、それをできる限り抑制をしていくと。

水質や水源への影響とかいろんな観点で、市として大きな処分場を保有することによるリスク要因というのは、全体として評価できるのではないかなというふうに思うんですけども。

(石山部長)

委員のおっしゃることも1つだと思っておりますが、私どもは逆に、既に存在している施設に対しては、増設のインセンティブはかけられないと思っております。

ただ、今倉阪委員が言われたように、既にある施設には様々な環境負荷があるというところで、そこはある意味、応荷課税と言いますか、全体に環境負荷に対する税をかけて、インセンティブをかけられる、これから造ろうとしている施設に対しては、そこにインセンティブ分を2段重ねにするというような説明のほうが、何となく分かりやすいのではないのかなというのが、私どもの考えでございます。

(金子議長)

倉阪委員、何かございますか。

(倉阪委員)

何が一番分かりやすい説明になるかという話にはなると思うので、そこは細かく分けて考えるというのもありますけれども、もう少し分かりやすいやり方のほうが、市民や議会とかへの説明が分かりやすいかなというふうには思いました。

(金子議長)

ありがとうございます。

私もどちらかというところ2段構えにしなくても良いのではないかと考えているところはありまして、既にある施設も含めて、税条例ができた時点で立地している施設に税がかかると、やはりその分、当地域でこの事業を営んでいく上での採算性が、税がなかったときよりも下がるわけですね。

それによって、将来も含めた当地での事業計画については、やはり若干の修正を迫っていくことになって、それが結果的に税がなかったときの計画よりも増設の規模を小さくするとか、そういうふうなところに働いていくのではないかなというふうにも考えられると思うんです。

既存とか新設とかを問わずに、この地域に立地している施設に対して一定の税がかかる、水質とかそういったところで環境負荷をもたらす得るところを捉えて税をかけると、結果的に増設を抑制する効果も生むというように、一体で考えることもできるのではないかなというふうにも思うわけですね。そのほうがシンプルだと思います。

そういう考え方はできないものかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(鈴木副会長)

これあまり重要な話ではないんですよ。

時間を取ってしまって申し訳なかったのですが、特定の意思が働いたのかなと思って質問させていただきました。

倉阪委員おっしゃったように、リスクがあることは事実です。環境汚染のリスクは何でもあるわけですから、それをきちんと評価していくべきだと思うし、あえて、(ア)と(ウ)と分けるのがよく理解できなかつたので、そこをお聞きしたわけですが、シンプルイズベストですから、多くの方に理解していただける図が良いのかなと思います。

(金子議長)

ありがとうございました。
小松課長、お願いします。

(小松課長)

委員の皆様方からご議論いただきまして、特に金子会長のほうで最後におっしゃっていたような、立地していることで、そこにリスクもあるし、税金をかけることによって拡張も抑制できるという、そういう整理のほうシンプルなのではないかというのは、個人的に感じたところでございます。

委員の皆様方がそういった考えでも税はかけられる、かつ、そういった整理であれば、今後、不利益遡及というところで突かれるようなことがないということであれば、そのような方向で、1歩前に進んでも良いのかなと思ったところでございます。

やはり、私たち不利益遡及というのが一番気になるころなので、会長が今おっしゃっていたようなところ、そこは問題ないのかなというのが、素朴な疑問なんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか。

(金子議長)

前回、青木委員から事業税の話が出ていたと思うんですが、事業税も、もともと東京一極集中などを背景に、都市部に事業所が集中することを抑制しようということから検討が始まって、それで新設される事業所に課税しようとかいろいろな案が出てくる中で、結果的には、都市部で事業を営むことによる利益ですかね、そういったものに対して課税をしていこうというところに落ち着いて、既存のものを含めて課税をするというふうな考え方になったと。

それを応用すると、結局既存とか新設とかを問わず、処分場が立地することによって一定の環境負荷を与えることになるというところに着目して、応荷的、応因的な課税をすると。そうであれば、まさに、11ページに出てきた公平性から見ても課税をすべきというふうに考えられますし、そうやって税負担が生じることによって結果的に採算性というところが税がない場合よりも下がってきますので、抑制の効果も持ち得るというふうな整理をすれば、事業税の場合と同じような形で遡及には当たらないと考えます。

しかももう1点、始めに論点整理で話した中で、期間税なのか随時税なのかという話もさせていただいたんですけれども、純粋に拡張を抑制する課税ならば、随時税で拡張という行為に対して1回課税をするというところが純粋な制度設計になってくるのかなと思うところなんですけれども、そうではなくて17ページにあるように、許可が出た時点から廃止の時点までの期間に対して、要するに立地している状態に対して課税をし

ていくということであれば、おのずと環境負荷に着目した課税になっているのかなど。

そういうところで、税負担がかかることによって、事業計画の見直しなどを通じて増設拡張の抑制の効果も期待できるというふうに考えれば、立地している状態に課税するということが遡及には当たらないというふうに考えられると思います。

(倉阪委員)

大きな最終処分場を運営する事業者に対しては、そういった大きな最終処分場を運営することによって、全体として、市に対して、あるいは市民に対して、そういうリスク要因が増えてくるので、それについてはできる限り抑制することが望ましいと。

そのために、事業の大きさと言うか、埋立ての規模と言うか、そちらを考えて、そこに応じて課税をすると。

ただ、既に埋めた部分については、それ以上に削減しろということはなかなか難しいとは思うので、結果的にはこの新設部分にインセンティブは機能するところになるとは思いますが、リスク要因を考えるということであれば、事業の規模という形で単純に考えないと、返って税制自体の建付けがかなり複雑になって分かりづらくなるのではないかなというふうには思います。

実際にはそういうインセンティブは拡張部分しか効かないとかいうのは分かりますけれども、税制としては、できる限りシンプルにやらないといけないかなというふうに思いました。

(金子議長)

というご意見をいただきましたが、事務局はいかがでしょうか。

(池田係長)

環境保全課の池田です。

何点かあるんですけども、まず、我々が不利益遡及の問題について問題意識を持ったということが、そもそもこういった考え方で資料を整理したというところの始まりと言うか、根幹の部分かと思えます。

なので、基本的には説明の仕方ということもありますし、今後、税負担水準や税率に関して議論をしていくといった中でも関連してくる話だとは思っておりますので、ある種、どのように説明していくのかという違いのようなところかなというふうには思っておりますけれども、委員がおっしゃるような環境負荷というのがまずベースであって、そこに既存も含めて税をかけていくことによって結果的に抑制につながるというところ、これは確かにあるかと思えます。

ただ、今後の税負担水準も含めて制度設計を進めていくという作業をしているという中で考えますと、拡張を抑制するための課税ということで施策の目的を打っているわけなんですけれども、どうしてもこの部分が、そういった性質の税と言いますか、そういった意図を持ったかけ方といったものを、既存の設備に対しても及ぼしても良いのかという、この問題意識だったかと思えます。

制度設計した上で、最終的に既存施設に対してかかっている税といったものが、結果的に抑制につながるというところ、それは十分あり得る話かと思えますし、重量割に

についてもそのような考え方なんだと思いますけれども、この部分に関しては、我々が説明していくに当たっては、むしろ分けて考えることによって、その部分が問題ないんだといったことをきちんと説明できるのではないかなという意図で考えているといったところかと思います。

もう1点、随時税なのか期間税なのかといった部分についても認識はしておりまして、17ページで、我々としてはある種期間税であるといったような案を示させていただいているところでもありますけれども、宮城県の例が期間税であって、豊島区の例が随時税であると、豊島区の場合は建築という行為に対して、1回50万円だと思えますけど、かけているといったところも認識はしております。

この部分についても、抑制の効果があるのかというようなところと関連してくると思っております、やはり拡張抑制といったことを目的とした税をきちんとかけるということになりますと、今後の話になりますけれども、1回限りの課税というのは、税負担水準がどうしても高くならざるを得ないというようなところも十分考えられます。

なので、今後の議論といったところも関連してきてしまっているのも、ある種先取りしているようなところの話もあるのかもしれないんですけれども、そういったところでこの資料というものの自体は作られているということは補足して説明をさせていただきました。

(金子議長)

補足のご説明をいただきました。

確かに、税負担水準をどのようにするかというところも、いろいろと制度設計の中で重要な論点になって参りますが、まず、今の時点でそこをあまり考えないまま議論をしているところもありますので、また税負担水準を検討する中で少し修正が必要になってくるところも出てくるかもしれないというふうに思います。

この議題(2)につきまして、いろいろと議論をして参りましたけれども、税負担水準を考える上で、また修正の可能性もあるかとは思いますが、16ページに出ているような環境負荷に対する課税と拡張を抑制する課税と、非常に細かく2つに分けて構成するのではなく、環境リスクに着目して全体の規模に対して課税をしていくという、それによって税負担が生じることで、事業計画の見直し等を通じて拡張の抑制というところにつなげていくような仕組みを持つというシンプルな制度設計のほうが良いのではないかというご意見が優勢で、事務局にも一定のご理解をいただきつつあるところかなというふうに思うのですが、ひとまずそういう制度設計を軸に検討を進めてみるというところではいかがでしょうか。

(倉阪委員)

全体としての規模に課税をすることについては、これまで入れてないのに何でこの段階で入れるのかという議論はされると思うんですね。

そこは、処分場がどんどん大きくなったことによって、市民に対するリスク要因の増大が一定を超えてしまうので、この段階でインセンティブを導入しないといけないという説明をしないといけないと思います。

異なる2つの負担水準を導入するというような説明をするというのはやはり複雑すぎ

るので、負担水準自体は1つで良いと思うんですけども、増えてきてしまったので、この段階で総体として抑制しなければならない、そういった政策判断が出てきたという説明になると思うんですね。

負担水準が2つあるというのは分からないというのが私の考え方です。

(石山部長)

よろしいでしょうか。

様々、貴重なご意見をいただきありがとうございます。

皆様のいろいろなご意見の中で、正直私どもが気付かなかったところがあるということが分かりました。

どこかと言いますと、やはり現状、何が一番大事なのかというところを考えたときに、どんどん施設が大きくなっていく、又は、別の業者が同じようなところに新しい処分場をどんどん造っていくという、そこに何かしらの歯止めをかけなければいけないというところがもともとのベースの考えでございました。

ただ、それを考えたときに、既にあるものをなかったことに、また既に出来てしまっているものを小さな規模にすることは不可能ですから、そういう意味で、まずは何が一番大事かといったときには増設や新設というところに抑制をかけることだと。そういう視点で見たときに、まず2段の上の部分のインセンティブとして拡張を抑制する課税というところに、やはり視点がいったしまったと思っております。

ただ、そうは言っても、既に立地している施設による様々な環境負荷があって、いろいろと問題が起きていて、さらにそこに行政需要が発生しているというところもありますから、そうしますと、新たな部分に抑制をかけるだけではならず、現状の環境負荷、それに対する行政需要をどう補うかというところで、2段にするのが一番理屈が合うのではないかなというところがもともとの考えだったんですけども、今日の皆様のご議論で、全体の1つに見て1本で課税をする。その結果、インセンティブが付いてくるというような視点が抜けていましたので、そういう意味で言いますと、皆様方のお考えのとおり、シンプルに考えるということでもよろしいのではないかなというところがよく分かったというふうに思っております。

(金子議長)

ありがとうございます。

それでは、ひとまず方向性についてはまとまったかと思しますので、課税客体については、これをベースに考えていただきたいと思います。

事務局からのご説明の中で、重量割の役割についてどのようにするのかという点がございましたけれども、また規模割の税負担水準を議論する中で、何か問題となるようなことがあれば、それを塞ぐために重量割を使えるようなことがあれば検討するというような形で、一旦保留ということでもよろしいでしょうか。

(意見なし)

(金子議長)

メインの規模割についての考え方がかなり整理できたところだと思いますので、これをもって、議題(2)についてはこのあたりまでにしようかと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

(金子議長)

それでは、議題(2)については以上といたします。

続いて、議題(3)「法定外税の検討(その3)」について事務局からの説明を求めます。

(事務局から資料に沿って説明)

(金子議長)

ご説明ありがとうございました。

それでは、大きく2点あったかと思いますが、納税義務者についての規定をどうするかという点、そしてエリアを限定するかという点ですね。

これについて、どちらからでも構わないと思いますが、ご意見あればいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

倉阪委員、お願いします。

(倉阪委員)

実際、設置者が納税義務者になるというのは正当かと思うんですが、1つ考えないといけないのは、いつまで管理しなければならないのかという話は出てくるんですね。

水の処理というのは、維持管理の中でずっとやらなければならないという可能性も出てきますよね。追加の埋立てをしないとしても水は出てくるといった形で、ずっと施設の維持管理をしないといけないというようなケースというのはあり得ると思います。

そこまで課税をするのかというと、リスクとしてはもう落ち着いているというような、そういったフェーズもあるかもしれないなど。どんどん新しい産廃を入れるというフェーズと、それはもう終わっていて、排水の管理だけを行うというフェーズと、少しリスクとしては違ってくる可能性はありますよね。

そうすると、いつまで課税をするのかというのは、フェーズを分けて考えないと、設置者に対して過重な負荷がかかるという可能性はあるかなと。どういうふうにフェーズを変えるのかということをごどこかで考えておかないといけないのかなというふうに思いました。

(金子議長)

ありがとうございます。

この点については、先ほどの資料2の17ページに処分場のライフサイクルにおける課税対象という資料がございましたけれども、いわゆる埋立終了まではどんどん産廃が

入っているけども、その後については、排水の管理といったところも時間の経過とともに変わってくると考えられたりするのではないかとこのところですよ。

ですので、資料の17ページでは、許可を得て、埋立てが始まって、埋立てが終わって、その後もいわゆる維持管理、排水の管理とかをして、それも大丈夫という、いわゆる廃止というタイミングまで一律に扱うようなことが想定されているようですけども、そのあたり少しメリハリというものを考えても良いのではないかとこのご提案ということでもよろしいでしょうか。

倉阪委員、お願いします。

(倉阪委員)

そうですね。

どんどん新しく埋立てをしているフェーズと、もう埋立ては終わっているけども水質とかの維持管理はしないといけないというフェーズというのは、どこかで分けないといけないと、そこをどういうふうに判断するかというのは、今から頭の整理をしていかなければいけないかなという指摘です。

(金子議長)

貴重なご意見かと思えます。

石山部長、お願いします。

(石山部長)

ご指摘ありがとうございます。

資料2の17ページの図ですが、今倉阪委員からご発言いただいたところも、少し意図して作っているというところになっております。

図の中に四角で囲ってある段階がありますけれども、基本的に環境に対して負荷が出ているところに着色しております。

環境に対して、恐らく最も負荷が大きいのは、器の中に廃棄物が全量入りきった、埋立てが終了した時点ということになりますので、色も濃くしているところでございます。

それが例えば管理型の処分場であれば、雨風にさらされて、時間とともにごみが分解していきながら廃止に向かっていくというところ、その間が維持管理期間となりますが、それには数十年単位で時間がかかってくるのではないかと思いますけれども、そこがクリアされて廃止になると真っ白に戻るとこのところですよ。

ここで注目していただきたいのが、実は埋立てが終了してから廃止までの間に業の許可の期間満了というものを入れさせてもらっております。先ほど倉阪委員が言われたのは、このあたりに1つ段階を入れておいたほうが良いのではないかとこのことだと理解しております。

安定型処分場であればそんなに問題にならないんですけども、管理型処分場の場合は埋立てが終了しても開口部の閉鎖というような形になりまして、そこから収益のない、維持管理だけを継続しないといけない期間が続くわけですけども、やはり維持管理も含め、安定的に事業を継続していくためにどんどん増設をしていくというのが、現状だと思っております。

ただそうは言っても、これ以上増設するスペースがなくなるなど、様々な理由で、今後の更なる施設の拡張、増設はしないといったときには、業の許可は必要なくなりますから、どこかで業の許可期間が満了すると。

そうなりますと、業の許可が満了した段階では少し色が薄くなっていますので、ある意味、課税期間の最後のところに1つの特例措置というようなものを設けるような考え方というものもあるのではないかと思います。

ここからは課税をしないということを1つ設けておくほうが、これ以上拡張しないというインセンティブにもなるのではないのかなと、そういうような考え方も持てるのではないかなと、そんなふうに考えております。

(倉阪委員)

容量はずっと残るわけですから、それだけで課税をしてしまうというのは、やはりおかしくなりますよね。

リスク要因というようなものをどういうふうに見るのか、そこの整理をしておかないとなかなか難しいところがあります。

これから新しく入れるところで何らか評価するという必要かもしれませんし、課税客体として何を捕まえるのかということの頭の整理をしっかりしておかないと、たくさん入れたからと言って維持管理期間全て課税するのかということ、それは大変ですよ。業者に過大な負担を課すことになりますので、どこで何が卒業するのかというところをあらかじめ考えておかないといけないということになります。

私もきちんとした良い答えがあるというわけではないんですけども。

(金子議長)

鈴木副会長、お願いします。

(鈴木副会長)

僕もそのあたりは大分考えたところですが、倉阪委員がおっしゃったように、埋立てが終了した時点で税は取らないという考え方はあると思います。

一方では、廃棄物の埋立処分ですから、それを考えますと、先ほど石山部長が申されたように、埋立ての終了は「開口部の閉鎖」という言葉を使います。開口部の閉鎖をしてから、廃止届を提出するという流れになりますが、管理型処分場でどこも廃止できていないはず。これは多くの国民が知らない事実だと思います。

僕は常々申し上げているように、開口部の閉鎖から廃止まで100年はかかるということは、国際的な常識になりつつあります。100年間ずっと課税すると言ったら嫌になりますよね。

プライベートの話なので詳細は申し上げませんが、国税関係者との議論をいたしました。開口部の閉鎖から廃止までの長期間にわたり維持管理費用の負担ができる税制であって欲しいと話をしていきます。

具体的事業者名は挙げませんが、君津市にある施設より施設規模の小さな管理型処分場のケースですが、水処理費用だけでも1ヶ月に1億円もかかります。

ですから、開口部の閉鎖後も課税されることは、相当の蓄財がないと厳しいですよ。

このあたりは、今の廃棄物処理法や税法上の扱いを再度スタディしてみて、何らかの段階で課税しないことを定めるのが適切だと思います。

現実的に開口部を閉鎖した後にはダンプは走りませんし、騒音振動は発生しないわけで、水処理だけということになると思うので。それは非常に重要なことだと思います。

(金子議長)

ありがとうございました。

先ほど議題(2)の中では、ライフサイクルにおける課税対象というのは非常に簡単に見ていたんですけども、実際のところ負担水準も含めて更に細かく段階を追って考える必要があるというところは確認できたかというふうに思います。

ひとまず形式的に設置者に納税義務者になってもらうというのは適切だろうというところで、先ほどの議題(2)の中で課税客体というのを、ひとまず処分場の容量全体にするというところは確認をしたんですけども、負担水準をどう調整するかという意味では、課税標準をフェーズによって具体的にどのように調整するのかであるとか、あるいは税負担水準をフェーズによって少し調整をする必要があるとか、そういったところを検討する余地があるというところは、一旦確認をさせていただきたいと思います。こちらはまた事務局にご検討をお願いしたいと思います。我々も可能な範囲で検討はしたいと思いますけれども。

それでは、もう1点、エリアを限定するという点についてはいかがでしょうか。

これについては、それでも良いのかなというふうにも思うんですけども、やはり環境リスクの高いところに立地することがよくない、避けたいという、そういう思いというのがありますので、それに対応して、水道水源条例というものも既にあって、保全をしているというところで、更なる拡張といったところの歯止めをかけたいというところは整合的かなというふうに思いますので、これについては私としてはそういう方向で検討を進めて良いと考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(倉阪委員)

やはりリスク要因を抑えるということで考えると、水源地域のほうがリスクが大きいということなので、そちらに集中して制度設計をするというのは、正しいと言うか、妥当な考え方かなというふうに思います。

(金子議長)

ありがとうございました。

鈴木副会長、よろしいでしょうか。

(鈴木副会長)

少し事務局に対してのコメントもあります。5ページ目に自区域内処理処分の原則とありますが、これは死語ではありませんか。

僕の経験から言いますと、昭和の時代に県外へ廃棄物を搬出しようとして計画しましたが、そしたら自区域内処理処分の原則がありますとのことで、受け入れを拒否されました。

一方、千葉県は許可担当者が平成の時代から申されているのは、業の許可はオールジ

ヤパンだよとしていました。どこから持ってきても良いと言っています。

ですから、自区域内処理処分という原則は、昭和の時代はたしかに随分と言われましたし、僕もそのことで結構嫌な思いをさせられました。これはもう死語ではないかと思っています。

それと先ほどありましたように、水道水源保護条例の網の掛かった区域にかけますということは意味合いがあると思います。

もしどうしても君津でやりたいという話になったときに、水道水源保護条例のない地域、言ってみれば都市部にどんどん建ってきたら、別枠の方策を考えたら良いのではないのでしょうか。最初から全てを満足するような、満点を取るのではなくて、とりあえず今問題があるところにフォーカスして、今後、都市部に最終処分場を造るような動きになってきたら、その時はその時で考えれば良いのではないのでしょうか、と僕は思います。いかがでしょうか。

(金子議長)

ありがとうございました。

石山部長、お願いします。

(石山部長)

1つ申し上げたいのは、私ども、こちらいわゆるゾーニングというところで、市内でも、全域ではなくて一部の決まったエリアにというところですが、今鈴木副会長が言われたように、そうでないところはどこでも建てて良いのかとか、そういうことではございません。

ただ、目的としては、水源地に立地している処分場ということで、そうではないところに処分場が立地するよりも、水源地に立地するほうが様々なリスクが大きいということが考え方の出発点になっておりますので、その趣旨からもゾーニングをして水道水源涵養域であるエリアに限ってというところがよろしいのではないかというふうに考えております。

(金子議長)

この対象地域以外であれば建てても良いという意味ではなく、社会的に必要であるというところは理解している状況で、やはり市域全体、立地はして欲しくないというのが大前提としてはあると思いますが、水道水源条例なども制定をして、特に、水というところをアピールポイント、セールスポイントとして持っている市において、特に重視して保全をしていく必要があるというところで、こういった施策を打っていくといったところは確認をしておかないといけないことだと思いますので、対象地域外であれば建てても良いということではないというところはどこかでしっかりと確認をしておく必要があると思います。

やはり、特にこのエリアがふさわしくないというところで、特別にこういった施策を用意して対応をするというところの確認をしておきたいと思います。

それでは、議題(3)につきましても以上でよろしいでしょうか。

(意見なし)

(金子議長)

それでは、予定しておりました議題については以上となりますが、ほかに有識者の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(特になし)

(金子議長)

それでは、特になさいますので、君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議の議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

(棚倉係長)

金子会長には、議事の進行をいただき、ありがとうございました。

また、長時間にわたり有識者の皆様大変お疲れさまでした。

次第5 その他になりますが、有識者の皆様から何かございますでしょうか。

(特になし)

(棚倉係長)

それでは、本日いただいた意見等を参考にさせていただきながら、次回の会議に向けて準備をさせていただきます。

次回の会議では、税負担水準、税率等の議論に入る可能性があり、場合によっては、当該部分については非公開とさせていただく可能性があると考えておりますので、ご了承承願いたします。

日程については既に調整依頼をさせていただいておりますが、引き続きご協力をお願いいたします。

次回以降の会議について、ご質問や確認事項等はございますでしょうか。

(倉阪委員)

次回の会議はいつ頃でしたか。

(小松課長)

3月下旬を予定しているところでございます。そのあたりはまたご連絡をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(倉阪委員)

大丈夫です。早めの日程調整をお願いします。

(小松課長)

ありがとうございます。
よろしく願いいたします。

(棚倉係長)

それでは、以上をもちまして、令和7年度第3回君津市新たな環境施策としての法定
外税制度検討有識者会議を終了いたします。

本日はありがとうございました。
長時間にわたり大変お疲れさまでした。

《午後6時40分終了》